

南箕輪村立小中学校教職員の 業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年 3月

南箕輪村教育委員会

1. 計画の趣旨、現状

(1) 計画の趣旨

「授業の充実」を学校づくりの根幹と考え、「わかる・できる・伸びた」と実感できる「授業づくり」と、一人ひとりのよさと可能性を伸ばす「温かい学級づくり」を推進している。教職員が、明日の授業の準備に充てる時間、今日の学級の児童生徒の状況に的確に対応するための時間、教科指導力と児童生徒理解力を高める同僚間の情報交換・校内研修の時間等を確保するのが難しい現状である。その改善のためには、学校における教職員の業務の見直しが喫緊の課題である。

教職員にとって、時間的・精神的ゆとりが生まれ、授業準備と学級づくりの対応が十分できれば、日々の授業で教師の笑顔が増える、教師の笑顔が増えれば子どもたちの笑顔が増え、保護者の学校に寄せる信頼も深まる。

本計画は、村内の小中学校の教職員が、自らの教師力を高め、子どもも保護者も「南箕輪村の小中学校で学べてよかった」と実感できる学校づくりを全面的にバックアップするために、教職員の業務量管理・健康確保措置について具体的に取り組む内容を記したものである。

(2) 南箕輪村の現状

令和5年9月に、村内の小中学校の教育職員の在校等時間の上限に関する方針として、「南箕輪村立小中学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則」(資料1参照)を定め、教育職員の在校等時間の管理及びその時間の縮減に取り組んできた。

また、令和6年11月に、村内小中学校の教育職員の「働き方改革」について、その取組状況を村のHP上で公表をした。(資料2参照)

○ こうした取組の結果、本村における教育職員の時間外在校等時間の状況について、令和6年度は以下のとおりであった。

【令和6年度の時間外在校等時間の状況】・・・校長・教頭を含む全教職員

年間平均 小学校 月45時間を上回る割合 28.0% 月80時間を上回る割合 1%

中学校 月45時間を上回る割合 49.7% 月80時間を上回る割合 5%

○ 中学校の時間外在校等時間が45時間を超える割合が49.7%と多くなっている。また、教頭の時間外在校等時間が、小学校66.6時間、中学校71時間となっており、大きな課題である。配慮の必要な児童生徒の支援会議や学年・学級事務処理などの業務の負担感が大きくなっており、日課表の改善や支援会議のあり方の改善等を図ることによって、教育職員の業務や教育の質の向上のために必要な時間的余裕を創出することが必要である。

○ こうしたことを踏まえ、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第8条に基づき本計画を策定するものである。

2. 目標

○ 本計画において達成を目指す目標は以下のとおりである。

(1) 時間外在校等時間に関する目標

- ・1箇月時間外在校等時間が45時間以下の割合を100%にする。
- ・1年間における1箇月時間外在校等時間の平均時間を30時間程度にする。
※R6 南箕輪小:37.1時間 南部小 44.9時間 南箕輪中 36.6時間

(2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標 (【 】内は令和7年度の数値)

- ・年間の年次有給休暇の平均取得日数を14日以上にする。【12日】
 - ・ストレスチェックにおける次の項目の数値の改善に努める。
 - 高ストレス者の割合を5%まで減少させる。【7.7%】
 - 健康リスクの値を80以下とする。【83】
 - 仕事のストレスからくる健康リスクの値を100以下とする。【106】
 - 職場支援からみた健康リスクの値を75以下とする。【79】
 - 仕事に対する満足度
働きがい等に関する質問項目(「あなたは普段の仕事にやりがいを感じますか」)への肯定的な回答(良好・やや良好)の割合を50%まで増加させる。【35.6%】
※R7の実態:平均的 53.8%、やや不良7.7%、不良2.9%⇒計【64.4%】
- 教育職員が、児童生徒や保護者との信頼関係を構築し、専門性を発揮することにより、生き生きと教育活動に取り組み、働きがいを実感できることを目指す。

3. 計画の期間

◆令和8年度～令和11年度

○時間外在校等時間に関する目標 ……校長・教頭を含む全教職員

- ・1箇月時間外在校等時間が45時間以下の割合を順次上げていき、令和11年度には100%を目指す。

令和6年度	小学校	70%	(南箕輪小 76%	南部小 63%)	中学校	50%
令和7年度	小学校	77%	(南箕輪小 80%	南部小 70%)	中学校	60%
令和8年度	小学校	83%	(南箕輪小 85%	南部小 78%)	中学校	70%
令和9年度	小学校	89%	(南箕輪小 90%	南部小 86%)	中学校	80%
令和10年度	小学校	94%	(南箕輪小 95%	南部小 93%)	中学校	90%
令和11年度	小学校	100%	(南箕輪小 100%	南部小 100%)	中学校	100%

- ・1年間における1箇月時間外在校等時間の平均時間を30時間程度にする
※R6 南箕輪小:37.1時間 南部小 44.9時間 南箕輪中 36.6時間

4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

○ 本村では、本計画期間中の重点事項として、以下の内容に取り組む。

(1)「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

イ 学校以外が担うべき業務

◇登下校時の通学路における日常的な見守り活動等(「3分類」①関係)

- ・ 各地域の実情を踏まえつつ、児童生徒が学校に登校する時刻の見直しを実施。学校運営協議会などを通じて、保護者・地域住民による通学路の見守り活動を今後も継続。

◇学校徴収金の徴収・管理(公会計化等)(「3分類」③関係)

- ・ 給食費等の学校徴収金について、歳入歳出予算に組み入れる対象範囲や徴収手続き等の精査を進め、公会計化の実施をめざす。(国の給食費無償化施策との整合性を今後検討)

◇保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等、学校では対応が困難な事案への対応

(「3分類」⑤関係)

- ・ 村教育委員会の教育相談員やこども課の担当職員が、学校との連携を図りつつ、個別に対応することを今後も継続していく。場合によって、村の顧問弁護士とも連携を図って対応していく体制も今までどおり維持していく。

ロ 教師以外が積極的に参画すべき業務

◇調査・統計等への回答(「3分類」⑥関係)

- ・ 校務支援システムの機能等を活用することによって、文部科学省から学校に毎年発出される膨大な調査の回答に係る事務負担を軽減する。

◇部活動(「3分類」⑬関係)

- ・ 令和7年4月から、休日の部活動の地域展開を実施した。平日の部活動については、活動時間等の適正化を図り、部活動指導員の配置拡充等を進める。

ハ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

◇授業準備、学習評価や成績処理(「3分類」⑮⑯関係)

- ・ 授業準備や採点作業等を補助する教員業務支援員を引き続き全校に配置できるよう県教育委員会に働きかけていく。
- ・ 校務支援システムの機能や自動採点技術、生成AI等を活用することによって、授業準備、採点作業や成績処理等に係る事務負担を軽減する。

◇支援が必要な児童生徒・家庭への対応(「3分類」⑲関係)

- ・ スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の生徒指導関係の校内会議への参加目標を60%とし、専門的な知見を活用しつつ教職員が連携・協働した支援体制を構築する。
- ・ 教育委員会において、医療・福祉・警察等の関係機関と学校との連携に関する研修を少なくとも年1回は実施することで、学校が組織として関係機関と連携・協働し、適切な役割分担のもと支援を行うことのできる体制を構築する。
- ・ 医療的ケア看護職員、特別支援教育支援員、医療・福祉に関する専門的な人材の学校への派遣を拡充する。

(2) 学校における措置の推進

学校における以下の措置を推進することで、教育職員が担う業務の適正化を図る。

- ・各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。特に、標準授業時数を大幅に上回って(小4以上は年間で1086単位時間以上)編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直す。
- ・当初の狙いが形骸化し十分な効果が見込めない活動等の見直し、清掃時間・頻度の見直し、放課後の活動時間の勤務時間内での設定など、日課表の工夫を行う。
- ・デジタル技術の活用により、児童生徒情報の共有、通知表作成や指導要録作成、学年だより・学級だよりの配信、諸会合のペーパーレス化などの校務を効率化し、「GIGAスクール構想の下での校務DXチェックリスト」に基づいた自己点検の達成状況を、40%から80%にする。
- ・勤務時間外の電話対応については教育委員会事務局と連動して対応できるシステムを導入済

◆ 令和7年度の後半、文科省の「学校における教職員の働き方改革」の研修サポートを受けており、その取組を通して、業務改善を各校の実情に合わせて推進していく。

(3) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組む。

- ・1箇月時間外在校等時間が80時間を超えた教育職員に医師による面接指導を実施する。
- ・11時間を目安とする勤務間インターバルの確保に取り組む。
- ・50人未満の学校も含め、ストレスチェックの実施率を100%にし、実施後の集団分析の結果等も活用して職場改善を推進する。
- ・心身の健康問題についての相談窓口を設置する。
- ・年次有給休暇についてまとまった日数連続して取得できるよう、各学校に対して取得を促進する。
- ・令和9年度中に、学校における定時退校日を月4回以上設定するよう推進し、夏の長期休期間中に10日間の一斉閉庁期間の設定を行う。
- ・長期休業中の教職員の勤務について、フレックス制度を令和8年度中に導入する。

5. 関連する取組、今後のフォローアップについて

- ・取組を着実に実行するため、村内各学校の教育職員の在校等時間の状況を把握し、毎年度、定例の教育委員会及び総合教育会議において報告することとする。
- ・各学校の在校等時間の状況を、教育委員会が毎月確認すると共に、具体的措置の取組状況などについて、三校の校長会の折に、情報交換していく。
- ・学校での児童生徒等の支援に当たる医療・福祉に関する人材の確保に当たり、こども課や福祉課等の関係部局、上伊那圏域障がい者総合支援センターきらりあや児童相談所等の関係機関とともに取り組む。
- ・地域ボランティアの確保・充実などについて、学校運営協議会と連携して取り組む。
- ・時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、C4th(県全域の校務システム)で出退勤時間を把握し、その他の目標については、本村で実施しているストレスチェックの結果から把握する。
- ・教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中

- にも速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施する。
- ・各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行うとともに、管理職向けにマネジメント等に関する研修を充実させるなど、教育委員会からの支援を強化する。各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教職員の働き方改革に向けた取組を実施する。
 - ・保護者、地域の理解を促進するため、首長部局と連携し、保護者や地域の各自治会等に対して、本村における「業務の3分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、具体の項目について協力を得られるよう取り組む。

【資料 1】

○南箕輪村立小中学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則

令和 5 年 9 月 1 日

教育委員会規則第 2 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特例に関する条例(昭和 46 年長野県条例第 58 号。次条第 1 号において「給与等の特例条例」という。)第 6 条の規定により、教育職員が正規の勤務時間及びそれ以外の時間において行う業務の量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るための措置に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 教育職員 給与等の特例条例第 3 条に規定する義務教育諸学校等の教育職員のうち南箕輪村立小中学校に勤務するものをいう。

(2) 正規の勤務時間 職員の勤務時間及び休暇等に関する条例(昭和 27 年長野県条例第 9 号。次号において「勤務時間条例」という。)第 4 条第 2 項に規定する正規の勤務時間をいう。

(3) 所定の勤務時間 勤務時間条例第 6 条第 1 項に規定する休日及び勤務時間条例第 7 条第 1 項に規定する代休日以外の日(同項に規定する代休日が指定された勤務日(勤務時間条例第 2 条第 9 項に規定する勤務日をいう。)を含む。)における正規の勤務時間をいう。

(4) 時間外在校等時間 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法(昭和 46 年法律第 77 号)第 7 条第 1 項に規定する指針に定める在校等時間から所定の勤務時間を減じた時間をいう。

(業務量の適切な管理)

第3条 南箕輪村教育委員会(以下「教育委員会」という。)は、教育職員の時間外在校等時間を、1か月について45時間、1年について360時間を超えない範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行うものとする。

2 教育委員会は、児童生徒等に係る通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴い臨時的に所定の勤務時間以外の時間に教育職員が業務を行わざるを得ない場合には、時間外在校等時間を次に掲げる時間及び月数の範囲内となるよう当該教育職員の業務量の適切な管理を行うものとする。

(1) 1か月について前項に規定する時間を含め100時間未満

(2) 1年について前項に規定する時間を含め720時間

(3) 1か月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の1か月、2か月、3か月、4か月及び5か月の期間を加えたそれぞれの期間において時間外在校等時間の1か月当たりの平均時間について80時間

(4) 1年のうち1か月において時間外在校等時間が45時間を超えて業務を行う月数について6か月

(補則)

第4条 この規則に定めるもののほか、教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るための措置に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附則

この規則は、公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

【資料2】

- 南箕輪村では、令和6年11月に、村内小中学校の「働き方改革」について、以下の取組状況を村のHP上に公表した。

村内学校等の取組み

働き方改革」は、令和元年(2019年)4月1日に「働き方改革関連法」が施行され、「長時間労働の是正」「正規・非正規間の格差解消」「多様で柔軟な働き方の実現」の3つの柱を意識した改革が提唱されました。

長野県教育委員会では、平成29年11月に「学校における働き方改革推進のための基本方針」を策定し、市町村教育委員会等との連携を図りながら、取組を推進してきました。

この基本方針では、次のように目標が定められています。

すべての公立小中学校、すべての授業で、質の高い授業を実現するために、学校と教員が担うべき業務を明確にし、分業化、効率化を進め、長時間勤務という働き方を改善します。

具体的な取組として、さらに以下の3点が示されています。

- (1) 学校・教員が担うべき業務を明確にし、業務の削減や分業化、協業化を進めます。
- (2) 学校・教員が担うべき業務の効率化、合理化を進めます。
- (3) 勤務時間を意識した働き方を進めます。

以上を受けて、南箕輪村教育委員会として、これまでに以下のような取組を進めてきています。

1. 学校業務の協業化・分業化・外部化・システム化による業務の削減

ア 統合型公務支援システム(C4th)の導入

- ・業務内容のデジタル化(職員会資料、児童・生徒の出欠席管理、成績物の記録)
- ・教職員の出勤・退勤時刻の記録

イ 夏休み中のお盆前後の学校閉庁日(リフレッシュウィーク)の設定

ウ 留守番電話の設置(夕方から翌朝 土日祝祭日) ※緊急連絡等の対応は村教育委員会

エ 保護者の利便性向上や教職員の業務負担軽減策

- ・情報発信アプリ「すぐー」の導入(欠席連絡、学校・学年・学級からのお便り等配信、各種アンケートの回答・集約に活用等)

オ 村内全校への教職員業務支援員の配置

2. 学校との協働による週時程、日課表の工夫改善

ア 令和5年度「日課表の工夫に関する研究会」(計3回)の実施

○南箕輪中学校

◇週5回の午後清掃(前後合わせて35分)を週3回(月水金)の朝清掃を行うことで午後の時間を週当たり

175分(2時間55分)を生み出し、令和6年度より、放課後の学校業務に活用できるように変更(授業の開始時刻は同じ)。

○小中学校とも、5時間授業日を増やし、放課後の時間に、明日の授業の準備、児童生徒に対応できる時間を確保して、超過勤務時間の減少に努めている。

イ 令和6年度「三校校長会」(年6回)の中で、「働き方改革」について研究の継続

- 5時間授業日の増加と、年間授業時数の確保を視野に入れた年間行事計画とのバランスの検討
- 放課後の時間の生み出し方
- 諸会合・会議の精選(長期休業中の活用等)
- 職員会議の運営の工夫
- 作成文書の軽減

3. 中学校の部活動改革

ア 休日の地域クラブの設立(令和6年11月28日 設立総会)・・・休日の部活動は、地域クラブに完全に移行。

○令和7年4月からの実施を予定・・・部活動の顧問の教職員は、兼職兼業を希望しない場合、休日の地域クラブ活動に携わらない。

イ 平日の部活動の活動時間・・・「放課後活動は、勤務時間内で実施することを基本とする。」

(南箕輪村中学校部活動ガイドライン(案))

※ハイシーズンは、できる限り5時間授業の日を増やす。

※部活指導における超過勤務時間を、前4週、後8週以内で勤務の割り振り」ができないか研究していく。

4、家庭・地域・関係機関・企業等との連携・協働体制の構築

ア 地域との連携

○小学校の運動会でのテント設営・プール掃除等をPTA・地域の方のお力をいただいている。

○放課後学習への地域講師、地元高校生の参画(小学校 10月～2月 約17回、中学校 10月～1月 約20回)

○信州型コミュニティスクールの活用(算数・英語等様々な学習活動に地域講師が参加、地域ボランティアが協力)

○地域ボランティアによる児童生徒の登下校時における見守り活動の充実。

5、その他

・教職員一人ひとりの持ち味が発揮され、子ども一人ひとりが満足する学校づくりが具現するよう、今後も教職員の「働き方改革」に取り組んでいきます。